

最高裁秘書第2954号

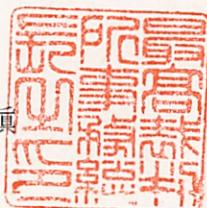
令和3年9月30日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



司法行政文書開示通知書

令和3年5月30日付け（同月31日受付、第030231号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

令和2年11月16日付け最高裁総一第1406号総務局長回答「司法修習生に対する修習資金及び修習専念資金の貸与・返済状況等に関するデータの提供について（11月4日付け日弁連法1第225号に対する回答）」（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

最高裁総一第1406号

令和2年11月16日

日本弁護士連合会事務総長 殿

最高裁判所事務総局総務局長 村田齊志

司法修習生に対する修習資金及び修習専念資金の貸与・返済

状況等に関するデータの提供について

(11月4日付け日弁連法1第225号に対する回答)

標記のデータについて、別紙のとおり提供します。

(別紙)

1 司法修習生新第65期ないし第72期で、司法修習生に対する修習資金及び修習専念資金の貸与を受けた者の人数及び貸与の金額

修習期	貸与者数	貸与総額
65	1,757	5,313,640,000
66	1,705	5,153,045,000
67	1,522	4,559,885,000
68	1,270	3,771,790,000
69	1,310	3,891,310,000
70	1,135	3,373,595,000
71	770	924,350,000
72	761	905,950,000
合計	10,230	27,803,565,000

(注) 修習期間中に1ヶ月でも貸与を受けた者がある場合は1人とカウントする。

2 平成30年度、令和元年度、令和2年度にそれぞれ法定の返還期限が到来する者で、返還期限の猶予を申請した者の人数と猶予した者の人数

修習期	平成30年度		令和元年度		令和2年度(※)	
	申請数	猶予した数	申請数	猶予した数	申請数	猶予した数
65	38	32	23	23	22	22
66			16	15	17	16
67					14	13
合計	38	32	39	38	53	51

※ (注) 令和2年度については、令和2年11月11日現在の人数であり、第66期の申請者1名、第67期の申請者1名は猶予判断中である。

3 上記2で返還期限を猶予した者を除き、平成30年度、令和元年度、令和2年度にそれぞれ法定の返還期限が到来する者で、その返済をしなかった者の人数

修習期	平成30年度	令和元年度	令和2年度(※)
65	0	0	0
66		2	0
67			0
合計	0	2	0

※ (注) 令和2年度については、令和2年11月11日現在の人数であり、猶予申請の判断中の2名は人数に計上していない。

4 令和2年9月末日時点において、修習資金又は修習専念資金の①全額を一括で線上返還した者、②全額を分割で線上返還した者及び③一部を分割で線上返還した者の人数と線上返還した金額

修習期	①全額を一括で線上返還		②全額を分割で線上返還		③一部を分割で線上返還	
	申請数	返還額	申請数	返還額	申請数	返還額
65	24	70,725,000	19	44,221,500	27	15,719,500
66	38	96,225,000	8	19,366,000	22	14,079,000
67	31	85,010,000	10	25,150,500	6	2,068,000
68	13	29,965,000				
69	9	20,935,000			2	598,000
70	7	14,735,000				
71	7	7,800,000				
72	6	7,100,000				
合計	133	332,495,000	37	88,738,000	57	32,464,500